

この度の申請内容は、3条申請の農地の売買です。譲渡人の●●●●さんは今年で72歳で、以前から重い糖尿病を患っており、視力もかなり弱っておられると仰っていました。また、子どもさんにつきましても遠くに嫁がれており、今後の農業経営が困難なことから、この度申請されたということでした。

譲受人の●●●●さんは、●●●●●●●●●●と一緒以前から岩瀬地区で米作りをされておられ、農業経験は十分にある方です。

栽培作物はほとんどが水稻で、●●●●が堺で経営されている会社関係の贈答や販売等にできた米を使っておられるそうです。

また、農機具につきましても、トラクターとかコンバイン、田植え機、乾燥機など、米作りに関する農機具を全てお持ちでございます。

以上、現地にて話を伺いました。申請内容につきまして、特段問題はないと考えます。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第3号1番案件の朗読よろしくをお願いします。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画の作成について

次のとおり、河内長野市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求める。

令和5年5月9日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

尚、本件については、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第3号2番案件の朗読よろしくをお願いします。

事務局 2番案件 朗読

尚、本件については、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第3号2番案件につきまして、ご説明申し上げます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象の農地は議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●●氏と貸し手である●●氏との間で、3年前に設定された利用権について、契約の更新を行うため申請されたものであり、今回で2回目の更新となります。

なお、本件対象農地については、市農林課が毎年開催しております河内長野市農業研修講座における研修圃場として使用しており、農業研修講座の開催にあたっては、河内長野市農業研究会、特に当該農地がある日野・高向地区在住の会員の方に、実習授業の講師としてご協力いただいているところであります。

借り手の●●●氏は河内長野市農業研究会に所属しており、研修講座における講師代表として、当該農地について利用権の設定を受け、講座期間外も含めた維持管理を行っております。

●●●氏の個人としての農業経営の状況といたしましては、退職を機に本格的に農業に従事しており、現在は水稻、野菜、イチジクを作付し、野菜やイチジク等についてはあすかてくるで河内長野店にも出荷しておられます。

また、上高向地区農業活性化協議会や河内長野市農業研究会にも所属し、地域農業の活性化を進めている中核的担い手であります。

一方、貸し手の●●氏は当初兼業であったことから農地の日常管理が困難なため、利用権設定によって農業研修講座に協力をいただいていた。現在は退職されていますが、引き続き農業研修講座に協力したいとの思いから、農地の維持

18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課

議案第3号3番案件につきまして、ご説明申し上げます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で、3年前に設定された利用権について、その契約の更新を行うために申請されたものであり、今回で2回目の更新となります。

●●氏につきましては、河内長野市農林課で開催しております農業研修講座を平成26年度に修了され、平成29年に河内長野市農用地利用集積支援制度を活用して農業経営を開始されました。現在は、当該農地で露地栽培にて少量多品目の農産物を栽培しておられ、生産した農産物については、あすかてくるで河内長野店や風の湯等の市内直売所へ出荷されています。

一方、貸し手の●●氏は、高齢のため農地の日常管理が難しいことから、当該農地を●●氏に引き続き任せたいという意向を持っております。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であるものと判断したため、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員

それでは、議案第3号3番案件について、ご説明させていただきます。

場所は、先程議案第3号2番で申し上げた研修圃場の南側に位置しております。

この前見に行ったときは、エンドウ、玉ねぎ、レタスなどが植わっていましたが、見に行ったときに●●さんに声はかけませんでした。一生懸命除草されており、丁寧にお作りになっているという印象でした。

一方、●●氏は高齢で農業に従事するのが非常に困難ということなので、この日野地区の景観保護の観点も含め、●●さんに借りていただくほうが良いと考えております。

以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議長

ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第3号4番案件の朗読よろしくをお願いします。

事務局 4番案件 朗読

尚、本件については、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第3号4番案件につきまして、ご説明申し上げます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で、3年前に設定された利用権について、その契約の更新を行うために申請されたものであり、今回が1回目の更新となります。

まず、借り手である●●氏については、平成29年度に河内長野市農業研修講座を修了し、翌年度に農用地利用集積支援制度を活用して、農業経営を始められました。その後も経営規模を拡大し、現在では石見川、加賀田、市町の3箇所の農地で営農されており、できた農産物については、あすかてくるで河内長野店、アグリかわちながの等の市内直売所へ出荷されています。現時点では自営業も兼ねての農業経営であります。将来的には農業のみで生計を立てていきたいとの展望を持っておられます。

一方、貸し手の●●氏は数年前に当該農地を相続したものの、現住所は兵庫県宝塚市で遠方であることから、農地の日常管理が難しく、当該農地を●●氏に任せたいという意向を持っております。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第3号4番案件について、ご説明させていただきます。

4月11日に、農林課の●●さん、事務局の●●さんの3名で現地に行きまして。

●●。

まず、貸し手の●●氏は、現在64歳ですが勤めており、農業経験はほとんどありません。他にある所有地の管理だけでも手に焼いている状態と仰っていました。

また、●●氏も現在勤めており、近くに所有している土地で家庭菜園をされておりますが、この場所を管理するだけで精一杯で、管理に困っていると仰っていました。

このことから、両者とも●●氏に任せたいという意向でした。

一方、借り手の●●●●さんは現在41歳で、以前家庭菜園を家の近くでされていましたが、天野保育園の方に自宅から子どもを送り迎えしているときにこの●●氏の土地を見つけ、耕作放棄地になっていることからこの土地を借りたいと考え、自らあちこちに所有者を当たり、●●氏の家に行って●●●●●●●●●●にお話をして借りることになりました。

その際、草刈りのやり方や機械の使い方などを教えてもらったり、また野菜の植え付けのやり方を教えてもらっていましたが、●●●●が亡くなった後は、自然農法という肥料や農薬を使わない方法で何か作っていきたいという考えがあり、大豆、ニンニク、レタス等を作っておられました。立ち会いのときに一度見させていただきましたが、草だらけでした。そのため、よく見れば植わっているのが分かるような程度です。大豆は少し伸びているので草より高いところにありましたが、レタスは少し見つけにくかったです。

●●氏の土地の南側に●●氏の土地がありますが、この場所も一緒に借り、この土地についてはレモンなどの果樹を植えたいという考えがあるそうなので、利用集積制度の説明などをし、今回の申請に至りました。

私は玉ねぎなどを裏作で作っていますが、●●さんはその現場に来られるなど本当に熱心に取り組んでおられて、今は畑にはじゃがいも、ニンニク、豆等を作っておられます。今後はトマトや蕎麦も育ててみたいという意向をお持ちでした。また、自然農法をされている友達もいらっしゃるといことで、できれば一緒にやってみたいということです。少しでも耕作放棄地の減少に繋がればと考えております。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委 員 はい。地図で5番案件と6番案件の間は色を塗っていませんが、これは別の人の土地ですか。

事務局 水路です。

委員 はい。事務局に質問です。6番案件の地図を見ると、●●●●●に線が入っていますが、ここは1筆ですか。それとも、2筆ですか。

事務局 1筆です。

議長 他に意見はありませんか。

委員 はい。●●さんの土地は今、どのような状態ですか。

地区委員 今は木が生えていますが、その木を切らずに日陰になるように、また、子どもさんも遊ばせることができるよう、そのまま使いたいと仰っていました。ただし、スキも少しあるそうですが、それは取られるそうです。

議長 他に意見はありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めました。

これで審議案件7件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。本日、ご報告申し上げます案件は、5件でございます。ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。事務局から議案の朗読、その後地元委員さんからの報告をお願いします。

では、報告第3号1番案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について次のとおり、農地転用の届出を受理したので、委員会に報告する。
令和5年5月9日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

尚、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出書に添付すべき書類が添付されていない場合など、届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理に

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項によりここに署名する。

議 長	垣内 俊夫	
署名委員	西 定彦	
署名委員	田中 一郎	

協 議 会

協議事項

- ① 6月定例農業委員会について
開催日 令和5年6月6日（火）午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- ② 活動記録カードについて
- ③ 生産緑地の斡旋協力について
- ④ その他

令和5年5月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	議事録署名人
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	議事録署名人
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	